



しあわせ信州

長野県（建設部）プレスリリース 令和6年（2024年）11月1日

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に基づく規制区域（案）について、下記のとおり県民の皆様からご意見を募集します。

1 概要

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する盛土規制法（令和5年5月26日施行）に基づき、県では、新たな規制区域の指定に向け基礎調査を実施しました。

この度、その調査結果に基づき規制区域（案）を策定しましたので、皆様からのご意見を募集します。

2 募集期間

令和6年11月1日（金）から12月16日（月）まで

3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の閲覧方法

（1）建設部都市・まちづくり課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html>

（2）県庁建設部都市・まちづくり課、県庁行政情報センター、各地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。※平日8:30～17:15（土日祝日を除く）



4 ご意見の提出方法及び提出先

別紙「意見提出様式」により、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

（1）電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

件名は「【パブリックコメント】盛土規制区域（案）に対する意見」としてください

（2）ファクシミリ 026-252-7315

（3）郵送 〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）

長野県 建設部都市・まちづくり課 都市計画係あて

5 その他

・お寄せいただいたご意見は、個別に回答はいたしません。ご意見の概要と県の考えを個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。

・ご記入いただいた個人情報、他の目的には一切使用しません。

・ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受付いたしません。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

長野県総合5か年計画推進中



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

（問合せ先）

担当：建設部 都市・まちづくり課
都市計画係 今吉、三宅、堀内、松山

電話：026-235-7297（直通）

ファクシミリ：026-252-7315

E-mail：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp